

○帯広市建設工事優良施工業者表彰要領

改正 令和3年3月22日

令和4年12月1日

(目的)

第1条 この要領は、帯広市が発注した建設工事について、元請として特に優秀な成績で工事を完成した優良施工業者を帯広市表彰規則（昭和56年規則第7号）第3条第1項第7号の規定に基づき表彰することについて、帯広市建設工事等競争入札参加資格等審査委員会及び帯広市建設工事等入札指名委員会に関する要綱（昭和55年4月1日制定。以下「委員会要綱」という。）第2条に規定する帯広市建設工事等競争入札参加資格等審査委員会（以下「資格等審査委員会」という。）が委員会要綱第8条第3号の規定により表彰者を選考するために必要な事項を定め、もって建設技術及び施工品質の向上を図るとともに、建設業者の育成と発展に寄与することを目的とする。

(対象工事)

第2条 表彰の対象とする工事は、表彰を実施する年度の前年度に完成した工事であって、工事成績評定通知書により評定結果が確定した請負工事とする。

(表彰対象候補者)

第3条 表彰対象候補者は、帯広市建設工事に係る設計審査及び工事検査事務要領（昭和62年4月1日制定）による建設工事施工成績の総合評定点が85点以上となった工事の元請業者とする。

(表彰対象部門)

第4条 前条に規定する表彰対象部門は、次に掲げる種別とする。

- (1) 土木工事
- (2) 建築工事
- (3) 管工事
- (4) 舗装工事
- (5) 電気工事
- (6) 造園工事
- (7) その他表彰を行うことが適当と認められる工事

(欠格事項)

第5条 表彰対象候補者が当該表彰実施日の前年の4月1日から表彰日の前日までの間に次の各号のいずれかに該当したときは、表彰の対象としないものとする。

- (1) 帯広市競争入札参加資格が消滅したとき。
- (2) 帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成6年12月1日制定）の規定に基づき、指名停止を受けたとき。
- (3) 表彰対象工事以外の対象工事に係る施工成績の総合評定点に70点未満の工事（共同企業体工事を含む。）があったとき。

(4) 対象工事が共同企業体施工の場合で、当該共同企業体の構成員の一部が前3号のいずれかに該当したとき。

(5) その他表彰対象者を表彰することが不相当と認められるとき。

(表彰者の決定)

第6条 市長は、資格等審査委員会の選考を経て、表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状の授与を持って行う。

2 表彰の結果は、帯広市のホームページに公表するものとする。

(表彰の取消し等)

第8条 表彰者の決定後に、表彰対象となった工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときは、表彰を取り消し、又は表彰者を表彰記録から抹消するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。